

第7回

テールゲートリフター

取扱い講習会

2024年2月1日より「義務化!!」

テールゲートリフター操作を伴う業務に係わられる方の特別教育です

講習会終了後
修了証発行!!

「開催日」
令和7年11月1日(土) 9:30~16:30
<< 学科 4時間 実技 2時間 >>

定員 100名
開催場所 京都自動車会館
住所 京都市伏見区竹田向代町 51-5
申込受付 令和7年9月1日(月) ~
受講料 一般価格 ￥14,300 (税込)
会員価格 ￥8,800 (税込)

※ 会員 京都府タイヤ商工協同組合・京都府レンタカー協会
※ 受講料内訳 テキスト代・修了証・記録簿及び昼食代を含む

>> 事業者様ご注意 <<

特別教育を実施せず、労働者に作業を行わせた事業者は、労働安全衛生法第59第3項に違反することとなり、同法の第119条に「6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金」の罰則が規定されています。

労働安全衛生規則等の一部改訂により、貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業における操作業務に特別教育が必要となりました。組合ではテールゲートリフターを操作する従業員を対象に特別研修を実施いたしております。是非この機会に受講していただきますようよろしくお願いいたします。



お問合せは
京都府タイヤ商工協同組合
090-2100-3410 (担当 橋本)

後援 一般社団法人 京都府レンタカー協会

詳細はWEBで!!
(24時間予約OK)

京都府 タイヤ組合



<https://kyoto-taiyakumiai.com/seminar/>